

おうちの人といっしょに 投票所へ行ってみよう！

キャンペーン

7月20日(日曜日)は、

参議院議員通常選挙の投票日です。

投票所には、選挙権のない子ども(18歳未満)も保護者などと一緒に入ることができます。

「将来の有権者」になるみんなも、家族と一緒に投票所に行ってみよう！

★選挙期間中の土日に、期日前投票所(市役所会場)

に行くと、投票所に来た記念にプレゼントがもらえるよ！

- 対象者：保護者などと一緒に来た子ども(18歳未満)
- 場所：東根市役所1階 期日前投票所
- 日程：7月5日(土)、6日(日)、12日(土)、13日(日)、19日(土)
- 時間：8:30~20:00
- プレゼント：オリジナルグッズやお菓子 ※なくなり次第終了



子どもが投票所に入るときのルール

- ・子どもだけでは入場できません。
- ・子どもが投票用紙に記入したり、投票箱に投函したりすることはできません。



★総務省が平成28年に行った「18歳選挙権に関する意識調査」では、子どもの頃に親と一緒に投票所に行った経験がある人は、そうではない人に比べて投票参加率が20ポイント以上高くなるという結果が出ています。